

みはま応援商品券取扱事業所を募集しています！

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援するための「みはま応援商品券」を発行するとともに、商品券が使用できる取扱事業所の募集を行っています。

みはま応援商品券ってどんなもの？

令和2年7月21日現在において町の住民基本台帳に記録されている方を対象に、1人あたり10,000円(500円券20枚)分の商品券を発行します。

使用期間

令和2年 **9月1日～12月31日** の4ヵ月間

※取扱事業所登録店でのみ使用できます

※使用できない取引

- 出資や債務の支払い(税金、振込代金、振込手数料、電気・ガス・水道・電話料金等)
- 有価証券、金券、商品券、図書券、ビール券、おこめ券、切手、旅行券、乗車券、官製はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性が高い物の購入
- たばこ事業法第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
- 土地、家屋購入、家賃・地代・駐車料等の不動産に関わる支払い
- 現金との換金、金融機関への預け入れ
- 特定の政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- その他、取扱事業所が指定するもの

町民のみなさまへの
商品券の案内・発送は、
8月下旬より行っていく予定です



取扱事業所に登録しよう！

Ⅲ 登録条件 Ⅲ

- 美浜町内に本店または支店を有する法人の町内事業所
- 美浜町に住所を有する個人事業主
- 美浜町に住所を有する者が代表を務める法人

Ⅲ 申し込み方法 Ⅲ

裏面(町ホームページまたは総務政策課にもあります。)の「みはま応援商品券取扱事業所登録申込書兼誓約書」に記入・捺印のうえ、換金振込先通帳を持って提出にお越してください。

受付時間は、平日の午前8時30分から午後5時15分です。

Ⅲ 申し込み締切 Ⅲ

第1次募集 8月14日まで

※商品券送付時のチラシに掲載、町ホームページでの案内を行います

第2次募集 商品券使用期間中 随時

※町ホームページでの案内を行います

(商品券送付時のチラシには掲載されません)

Ⅲ 換金方法 Ⅲ

毎月10日・20日・月末(12月は12月25日)を締日(土・日・祝日の場合は前業務日)とし、商品券・取扱事業所登録証明書を持参のうえ、美浜町商工会に換金を申し出てください。

換金の申し出期限は、令和3年1月29日午後5時です。

取扱事業所の登録後は、商品券を扱ううえで下記の注意をお願いします

- 釣り銭は出さないこと
- 使用期間が過ぎた商品券は受け取らないこと
- 盗難、紛失、偽造等については、発行者は責任を負わないので各自の責任で対処すること
- 商品券の交換や譲渡、売買、返品による返金は行わないこと
- 受け取った商品券は、速やかに換金すること
- 使用者にわかるように指定ステッカーを掲示すること

事業所への
詳しい説明は
8月下旬を
予定しています

問い合わせ先 美浜町役場 総務政策課 TEL 23-4901